

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十八号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年広島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（管理職員特別勤務手当の額等） 第三条 給与条例第十七条の四第三項の人事委員会規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。 2 （略） 一―二（略） 三 一般職の任期付職員採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第六条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ―二（略） 四 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ―二（略） 第四条（略） 一・二（略） 三 任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第六条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額	（管理職員特別勤務手当の額等） 第三条（略） 一―二（略） 三 一般職の任期付職員採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第六条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ―二（略） 四 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ―二（略） 2 給与条例第十七条の四第三項第一号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。 第四条（略） 一・二（略）

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第六条第三項の規定による給料月額六千円 ロ 五号給 五千円 ハ 二号給から四号給 四千円 ニ 一号給 三千円 四 任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五條第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ 六号給及び任期付研究員条例第五條第四項の規定による給料月額 六千円 ロ 四号給及び五号給 五千円 ハ 二号給及び三号給 四千円 ニ 一号給 三千円 2 次に掲げる場合には、給与条例第十七条の四第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。 一 給与条例第十七条の四第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合 二 給与条例第十七条の四第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項の勤務をした場合	2 給与条例第十七条の四第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした管理監督職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。
--	--

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。